

変更箇所	変更前	変更後
P.10 【疾病の取扱いについて】③	※「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症をいいます。	※「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。
P.10 【疾病の取扱いについて】③	—	(文言追加) ※2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を発病をした場合は保険始期にかかわらず保険金をお支払いできません。2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症を発症し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は補償対象となります。
P.59 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項用語の説明（特定感染症）	「 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令</u> 」により指定された <u>新型コロナウイルス感染症</u> および「 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> 」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	「 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> 」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
P.61 指定感染症追加補償特約（特定感染症用）	第1条（指定感染症の追加） 当社は、この特約により、付帯されている特約、特約条項または追加条項の用語の定義に規定する「特定感染症」に以下を追加します。 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症。 第2条（準用規定） この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約、特約条項または追加条項の規定を準用します。	削除